

## かくしゅ て つづ 2. 各種手続き

ひょう ししせつ  
表①市施設

とどけでさき 届出先	じゅうしょ 住所	TEL
しやくしよほんかん かい しみんか 市役所本館1階 市民課	おおがいとちよう 大垣内町2-1-20	072-841-1309
つだししよ 津田支所	つだきたまち 津田北町2-25-1	072-858-1502
こうりがおかししよ 香里ヶ丘支所	こうりがおか 香里ヶ丘3-13	072-854-0401
ほくぶししよ 北部支所	くすはなみき 楠葉並木2-29-3	072-851-0330
ひらがたしえき 枚方市駅 しみんまどぐち 市民窓口センター	おかひがしちよう 岡東 町19-1 ステーションヒル枚方5階	072-841-1105

ひょう がいこくじんざいりゆうそうごう  
表②外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL	0570-013904 (IP電話・海外から : 03-5796-7112) 日本のどこからでも電話することができます。
でんわうけつけじかん 電話受付時間	げつようび きんようび ごぜん 月曜日から金曜日 午前8:30 から午後5:15
でんわたいおうげんご 電話対応言語	にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、 タガログ(フィリピン)語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、 カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、 シンハラ語、ウルドゥー語
E-mail	info-tokyo@i.moj.go.jp
E-mail対応言語	にほんご えいご 日本語、英語
URL	<a href="https://www.moj.go.jp/isa/support/consultation/japanese.html">https://www.moj.go.jp/isa/support/consultation/japanese.html</a> にゅうこくてつづ にほん くに 入国手続き(=日本に来るときにしなければならないこと)や ざいりゆうてつづ にほん 在留手続き(=日本にいるためにしなければならないこと) などについて電話やメールで相談することができます。



ひょう おおさかしゆつにゅうこくざいりゆうかんりきよく  
表③大阪出入国在留管理局

じゅうしょ 住所	おおさかしすみ の え くにんこうきた 大阪市住之江区南港北1-29-53 おおさか えき げしや ほんでぐち 大阪メトロ「コスモスクエア駅」下車 3番出口すぐ
TEL	0570-064259 (IP電話・海外から:06-4703-2050)
うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび ごぜん 月曜日から金曜日 午前9:00 から午後4:00 (土曜日、日曜日、休日は開いていません)
たいおうげんご 対応言語	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語
URL	<a href="https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/plain_japanese.html">https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/plain_japanese.html</a>



# 1. 結婚

## <日本人との結婚>

日本で日本人と結婚する場合、表①市施設に届け出る必要があります。

## <外国籍の人との結婚>

外国籍の人同士で日本の法律に基づいて結婚することは、一定の条件のもとで可能です。ただし、その結婚がそれぞれの自国で有効なものとして取り扱われないことがあります。届け出は自国の在日大使館・領事館、または表①市施設でできます。

## <在留資格の変更>

日本人との結婚の場合、在留変更が必要になることがあります。表②外国人在留総合インフォメーションセンターで確認してください。

# 2. 離婚

- ◇夫婦とも外国人の場合、離婚は自国の法律によりますので、それぞれの自国の在日大使館・領事館にお問い合わせください。
- ◇夫婦のどちらかが日本に住んでいる日本人の場合は日本の法律により協議または審判・裁判離婚することになります。届出は表①市施設でできます。

## <離婚と在留資格>

- ◇日本人の配偶者としての在留資格で滞在している場合や、外国人同士の結婚で家族滞在の資格で滞在している場合、離婚すると在留資格を失うことがあります。
- ◇在留資格の変更が必要になりますので、表②外国人在留総合インフォメーションセンターまでお問い合わせください。
- ◇離婚した中長期在留者のうち「家族滞在」「特定活動」「日本人の配偶者など」および「永住者の配偶者など」の在留資格の人は14日以内に表③大阪出入国在留管理局へ届け出てください。

### 3. 妊娠・出産

#### <妊娠したとき>

- ◇妊娠していることがわかったら、まるっとこどもセンターに届け出てください。
- ◇母子健康手帳がもらえます。妊娠から出産、生まれた子どもの予防接種などの記録にもなる大切な書類です。
- ◇外国語版の母子健康手帳があります。  
(対応言語:英語・韓国語・中国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語)

まるっとこどもセンター

ステーションビル枚方6階 TEL:072-840-7221

#### <出産費用>

- ◇加入している健康保険組合、国民健康保険などから、一時金として出産した病院へ直接50万円を限度に支給されます。
- ◇日本では出産するとき5日から6日の入院が必要です。入院にかかる費用は50万円前後で、病院によって違います。不足分を病院に払ってください。
- ◇詳しくは、加入している健康保険または出産予定の病院までお問い合わせください。

保険年金課

市役所別館2階 TEL:072-841-1403

#### <出生届>

- ◇赤ちゃんが生まれたら、14日以内に表①市施設へ届け出てください。
- ◇自国にも届け出が必要なことがあります。自国の在日大使館・領事館にお問い合わせください。

### 4. 死亡

- ◇外国人が、日本国内で死亡した場合は、市区町村長に届け出なければなりません。
- ◇死亡の事実を知った日から7日以内に届け出ることが必要です。
- ◇表①市施設で手続きができます。
- ◇配偶者が死亡した中長期在留者のうち「家族滞在」「特定活動」「日本人の配偶者など」および「永住者の配偶者など」の在留資格の人は、14日以内に表③大阪出入国在留管理局へ届け出てください。

## 5. 引っ越し

◇中長期在留者が引っ越しをするときは、表①市施設へ届け出が必要です。

	届出の名前	届出期間
枚方市へ引っ越してきたとき	転入届	引っ越しの後14日以内
枚方市の中で引っ越すとき	転居届	引っ越しの後14日以内
他の市・国へ引っ越すとき	転出届	引っ越しの前・引っ越しの後

## 6. マイナンバー

◇マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で使われます。

◇日本に入国した人には、転入届を出した後、個人番号(マイナンバー)通知書が届きます。

◇希望する人は、マイナンバーカードが取得できます。マイナンバーカードは、顔写真入りの身分証明書として活用できるほか、コンビニで住民票など各種証明の交付を受けることができます。

市民課

市役所本館1階

TEL:072-841-1309

## 7. 各種証明書発行

種類	用途・説明
住民票の写し	住んでいることを証明します。在留資格の変更、更新などに使います。
印鑑登録証明書	市役所に届け出した印鑑(はんこ)であることを証明します。
戸籍の証明書	市役所に届け出した戸籍を証明します。
所得・課税証明書	1年間の収入額と住民税額を証明します。
納税証明書	住民税を払ったことを証明します。ビザの更新などに使います。

◇表①市施設で交付します。

◇枚方市駅市民窓口センターでは、土・日曜、祝日も各種証明書(市税に関する証明を除く)の交付を行っています。

◇郵送でも交付します。

ほんにんかくにん きょうりよく  
**<本人確認にご協力を>**

- ◇市民課・各支所・枚方市駅市民窓口センターでは  
届け出や証明書の請求をするときに、本人確認が必要です。
- ◇顔写真付きの公的な証明書(在留カード・特別永住者証・運転免許証・パスポート・  
マイナンバーカード)などを見せてください。

しみんかしょうめいはっこう  
市民課証明発行コーナー  
しやくしょほんかん かい  
市役所本館1階 TEL:072-841-1306